

南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル 質問と回答

No.	質問	回答
1	<u>(1) 参加資格要件について</u> (1) ア(ケ)の実績要件はJVでの実績でも認められるか。 (1) イ(カ)はJVとして令和5・6年度南相馬市入札参加資格名簿への登録が必要か。	(1) ア(ケ)の実績要件には、JVの構成員として参画した実績も認めることとします。その場合、代表構成員、構成員の別を明記してください。 (1) イ(カ)はJVとして登録が必要です。 JVの場合は、各社ごと並びにJVとしての登録が必要です。 なお、JVとして登録した場合は、本市との連絡窓口となる企業グループの代表者を選出するものとします。また、本業務についての構成員の役割を明確にし、代表者は本プロポーザルの提案に必要な諸手続きを行うものとします。 なお、入札参加資格申請についてご不明な点がありましたら、下記担当課までご連絡ください。 【連絡先】 南相馬市総務部財政課契約係 電話：0244-24-5225 メール：keiyaku@city.minamisoma.lg.jp
2	<u>(2) 実務実施上の条件について</u> (2) イ(イ)主任技術者の6 (1) ア(ケ)の実績は前職の実績も含まれるか。 上記が含まれる場合、実績の証明は雑誌の写し等に担当者としての記名があればよいか。	(2) 実績は前職の実績も含みます。 なお、前職で業務に従事した事実が確認できる書類等（仕様書・契約書・施工体制台帳等）の写しを添付してください。それらの添付が困難な場合は、前職で受注した施設の概要が分かる資料（雑誌の写し等可）に加え受注実績のある事業所等に在籍していたことが確認できる書類を提出してください。
3	<u>実施要領P4/P5 (2) 業務実施上の条件について</u> (2) 業務実施上の条件について 「(エ) 再委託先の協力事務所は、本要領6 (1) ア(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ク)を満たすものとする。」との記載がありますが、再委託先の協力事務所が南相馬市の入札参加資格者名簿に登録されている必要はありますでしょうか。 再委託先の協力事務所との契約については参加者（元請事業者）との契約となるため、入札参加資格者名簿への登録は不要と考えております。	ご質問いただいた通り、再委託先の協力事務所については、入札参加資格者名簿に登録が必要です。今回のプロポーザルでは、JVを3社まで組むことが可能となっていることから、この点を考慮して対応願います。
4	<u>実施要領P4 業務実施上の条件について</u> (2) 業務実施上の条件 ア(イ)に記載の「類似業務」の定義をご教示ください。	表記誤りのため、次のとおり文言修正します。 【修正前】構造分野を再委託する場合は、再委託先に同種業務又は類似業務を（以下略） 【修正後】構造分野を再委託する場合は、再委託先に同種業務を（以下略） ※同種業務の定義は実施要領6 公募条件等 (1) ア(ケ)のとおり
5	<u>様式1</u> 共同企業体にて参加をする場合、様式1に記載の求められている内容は以下と読み替えて問題ありませんでしょうか。 (社名)→共同企業体名 (代表者氏名)→代表企業の会社名及び代表者氏名 (所在地)→代表企業の所在地 また、添付書類については、共同企業体を構成するそれぞれの企業の資料を添付すればよろしいでしょうか。 添付書類(7)については、参加申込書と同期日にて入札参加資格申請を提出している場合は不要との認識であっておりますでしょうか。 上記認識が異なる場合、共同企業体にて参加する場合の様式の記載要領をお教えいただけますでしょうか。	共同企業体における社名、代表者氏名、所在地についてはお見込みのとおりです。 添付書類については、共同企業体を構成するそれぞれの企業の資料を添付して下さい。 添付書類(7)（令和5・6年度南相馬市入札参加資格申請書受理票の写し）は、参加申込書と併せて提出していただく必要があることから、回答1で記載した担当係宛への事前申請または持参による申請などにより、参加申込期限までに提出するようにしてください。参加申込期限までに受理されたものの、郵便事情等により受理票が手元に到着するのが期限後となるのが明らかな場合などは事前にご連絡ください。 なお、提出する受理票は、企業グループとしての受理票の提出をお願いします。
6	<u>様式2-1</u> 共同企業体にて参加をする場合は、様式2-1について共同企業体を構成する各企業の情報をそれぞれ別葉に加筆の上、提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	<u>様式2-2</u> 共同企業体にて参加をする場合は、共同企業体を構成する技術者についてまとめて記載するとの認識で間違いありませんでしょうか。	各企業ごとに作成をお願いします。

8	<u>同種業務の実績要件</u> 預かり機能は無いですが、地域の子供も利用（遊びや交流）する、延床面積1,470㎡の地方自治体の公民館（告示第8号別添二建築物の類型12に該当）は同種業務に該当しますでしょうか。	同種業務に該当するものとして記載いただいて差し支えありません。
9	<u>同種業務の実績要件</u> 代表者ではなく構成員であっても元請けである設計JVの一員として同種業務の実績があれば、参加資格要件として認められると考えてよろしいでしょうか。	参加資格要件として認めます。その場合、代表構成員、構成員の別を明記してください。
10	<u>配置予定技術者調書</u> 代表者ではなく設計JVの構成員の場合、配置予定技術者調書の実績の受注者名はどのように記載すべきかお教えいただけますでしょうか。	受注者名欄の（ ）内に、JV代表者又は協力元請の企業名を記載の上、構成員として従事したことを証明する書類等を提出してください。
11	<u>技術提案書</u> 一般的な過去のプロポーザルでは枚数に制限が必ずありましたが、技術提案書の枚数に制限は無いと考えてよろしいでしょうか。	表紙、業務スケジュール、見積書を除き、A3片面10枚程度での作成をお願いします。
12	<u>協力事務所</u> 一般的な過去のプロポーザルでは協力事務所にまで、入札参加登録を求められることはほとんどありませんでしたが、構造や設備業務を再委託する協力事務所も南相馬市入札参加者名簿に登録する必要はありますでしょうか。	回答3をご参照ください。
13	<u>プレゼンテーション対象者の選定</u> 一次審査時にプレゼンテーション対象者を選定する場合があると記載がございますが、その結果は8月の何日頃に公表するご予定でしょうか。一次審査からプレゼンテーションまでの期間がとても短いためできるだけ早めにご公表いただけると幸いです。	ご質問いただいたとおり、企画提案書の受付締切が8月20日午後5時まで、プレゼンテーションが同26日と日数が少なくなっています。この点を踏まえ、参加資格の有無を回答する際に、一次審査の可否（応募事業者が5社を超えているか否か）を連絡しますので参考にしてください。
14	<u>入札参加資格申請書受理票</u> 参加申込時の提出書類に「入札参加資格申請書受理票の写し」が求められていますが、参加申込と同時に入札参加資格申請をする場合はどのようにすべきでしょうか。	回答5をご参照ください。
15	<u>主任技術者の実績</u> 各分担業務分野の主任技術者は同種業務の実績要件が求められていますが、構造と電気、機械設備の主任技術者それぞれにも同種業務の実績要件が必要という理解でよろしいでしょうか。実施要領4,5ページには構造分野には同種または類似業務の実績が必要で記載がありますが、電気と機械設備には実績の有無は言及されていません。	お見込みのとおりです。
16	<u>対象敷地</u> 対象敷地の正確な境界線や大きさが分かる図面のデータ（PDFとDXFもしくはDWG）をご提供いただけますでしょうか。	別紙1をご参照ください。
17	<u>対象敷地周辺施設</u> どちらも本プロポーザルの計画に大きく影響するため、対象敷地の北側に予定されているであろう「認定こども園」の計画が分かる資料、および南側に建っている「わんぱくキッズ広場」の配置図と平面図をご提供いただけますでしょうか。	別紙2をご参照ください。

18	<u>審査委員会</u> 審査委員会のメンバーを開示するご予定はありますでしょうか。開示しない、もしくはできない場合、その理由をお教えいただけますでしょうか。	審査の公平性を担保するため非開示とします。
19	<u>提案内容</u> 実施要領9ページに記載している提案内容の必須事項2, 3, 4が仕様書2, 3, 4と食い違っているように見受けられます。正しい必須事項をお教えいただけますでしょうか。	仕様書の記載事項を正とします。 必須事項（仕様書抜粋） （2）一元的な子育てサービス提供の場合 （3）優れた機能を有する施設 （4）（仮称）こども・子育て賑わい創出エリアとの調和や連携が図られた場
20	<u>公募条件について</u> 南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領において、設計者の実績要件を令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型3から5、7、11、12に該当する施設のうち、こどもの遊びや交流、預かり等の用途に供する延床面積1,000㎡以上の施設の新築に係る基本設計及び実施設計に関する業務（平成26年4月1日以降に受注し、当該プロポーザル審査の参加申込書等の提出期限までに完了しているものに限る。）であって、元請として行った実績を有すること。なお、他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の面積のうち過半数を超える面積が、上記に該当する用途であるものに限る。とあるが、新築に限らず改修工事における実績についても勘案することは可能か？ また、他の類型でこども（18歳以下）を対象とした交流施設についても勘案することは可能か？ そして、民間事業で基本設計後にゼネコン等の設計施工となり、デザイン監修として関わった実績については勘案することは可能か？	所定の類型以外のこどもを対象とする施設、基本設計及び引き続くデザイン監修等いずれも同種業務の実績として提案することを可とします。（改修工事は対象外とします。）
21	<u>施設の運営について</u> ・平日及び土日祝日の営業時間は何時から何時まででか？ ・施設の休業日の設定はあるか？ ・用途毎に運営時間が変わる可能性はあるか？	・営業時間については現時点では未定ですが、おおむね日中（朝から夕方）を想定しています。 ・現時点では週1回及び年末年始の休業を想定しています。 ・用途により運営時間が変わる可能性があります。
22	<u>売店・カフェについて</u> 「外部施設利用者との交流機能」については、別途「（仮称）こども・子育て賑わい創出エリア公民連携事業構想策定業務」において検討中とあり、資料の中で銀行・書店・カフェを計画している計画図があったが、本計画のカフェとの違いあれば教えてください。	「（仮称）こども・子育て賑わい創出エリア公民連携事業構想策定業務」におけるカフェについては、一定の席数や専門の調理設備等を有し、多数の集客を見込むもの（チェーンストアを含む）ですが、本拠点施設におけるカフェについては、据付の調理設備等を有しない（簡易的な給湯機能を想定）スタンド、売店等の規模を想定しています。
23	<u>沓脱ライン及について</u> ・施設は全面的に上履き、スリッパを想定した施設か？ ・上足と上履きの沓脱ラインに指定があれば教えてください。	施設は全面的に上履き、スリッパを想定した施設を想定しており、玄関等において上足と上履きの沓脱ラインを設けるイメージです。 なお、施設の一部に、近隣施設や「（仮称）こども・子育て賑わい創出エリア」来訪者との交流を促すための土足可能エリア（土間等）を設けることを否定しません。
24	<u>参加申込書について</u> 参加申込書において、正1部、副6部と記載あるが、添付する資料は写しで良いとあるため、正と副の区別がないように思います。どのように考えれば良いか？	参加申込書のみの違いとなります。代表者印を押印した参加申込書原本1部が添付された資料を正本とし、代表者押印後に複写した6部に基づき提出された資料が副本となります。
25	<u>様式4</u> 配置予定技術者調書について、（管理技術者）、（建築（総合）設計担当者）、（電気設備設計者）、（機械設備設計者）は指定様式がありますが、構造設計担当者の様式がないように見受けられます。構造設計担当者については、不要でよろしいでしょうか。	様式添付漏れにつき別添のとおり追記いたします。 別紙3をご参照ください。